

2017年度 建築作業所アンケート

2018年 2月

日本建設産業職員労働組合協議会

〈目次〉

1. 建築作業所アンケート基本事項

1) 今年度の調査範囲

2. 建築作業所アンケート結果

1) 基礎データ

2) 工期設定他に関するアンケート結果

3) 4週8休・休日取得関連に関するアンケート結果

4) 完全週休二日制についてのアンケート結果

5) その他アンケート自由筆記（別冊）

1. 建築作業所アンケート基本事項

1) 今年度の調査範囲

- ・ 調査対象 日建協加盟組合の建築工事作業所の20%
- ・ 回答数 613作業所
- ・ 調査時期 2017年9月

2. 作業所アンケート結果

1) 基礎データ

図1-1 建物用途（有効回答数611件 複数回答）

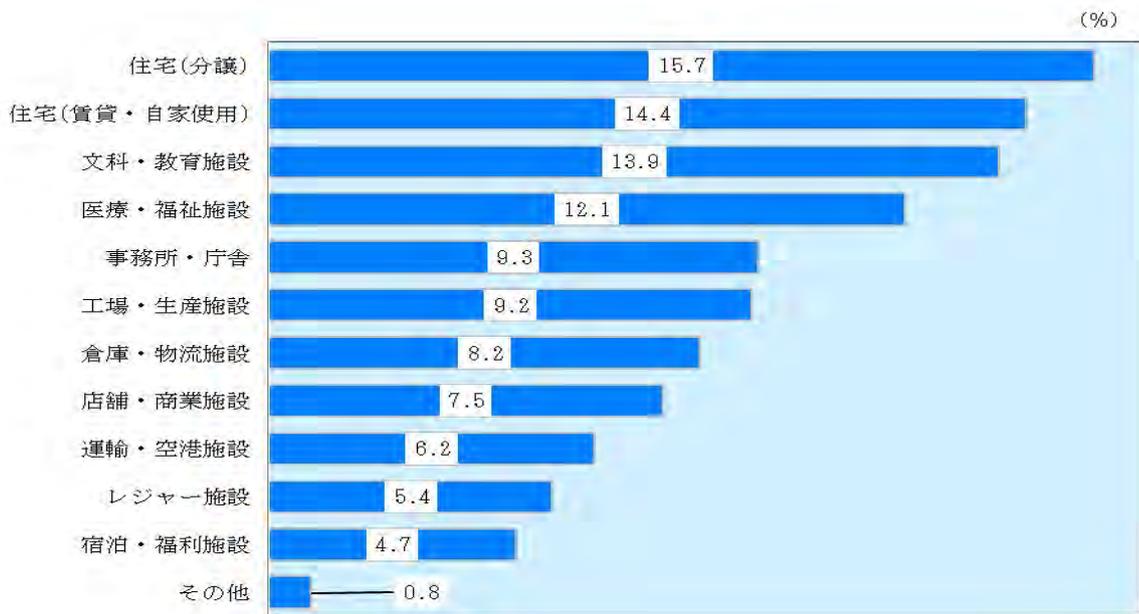
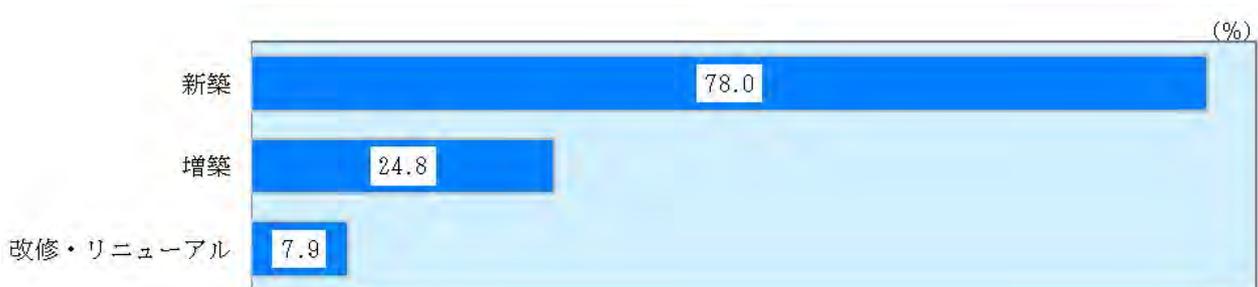


図1-2 工種別分布（有効回答数610件 複数回答）



考察

建築工事という事もあり、住宅系の用途が多く、新築工事で78.0%占める。

図 1 - 3 作業所配員数（有効回答数 6 0 2 件）

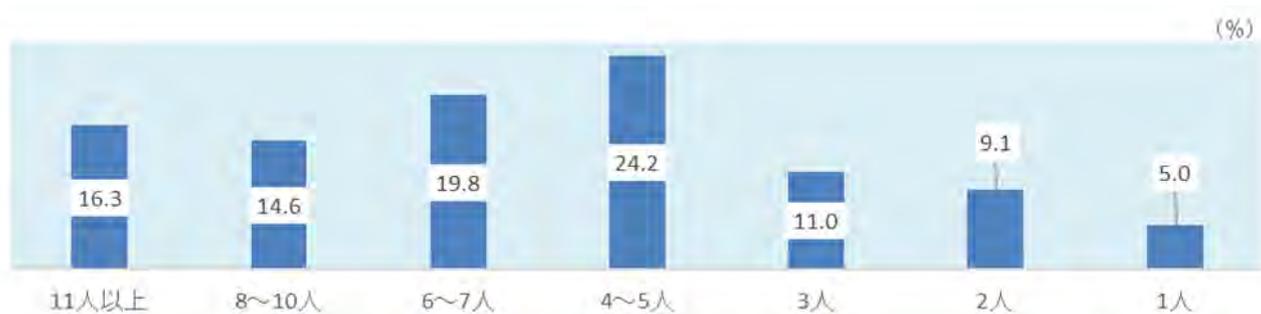


図 1 - 4 作業所技術者配員数（有効回答数 6 0 2 件）

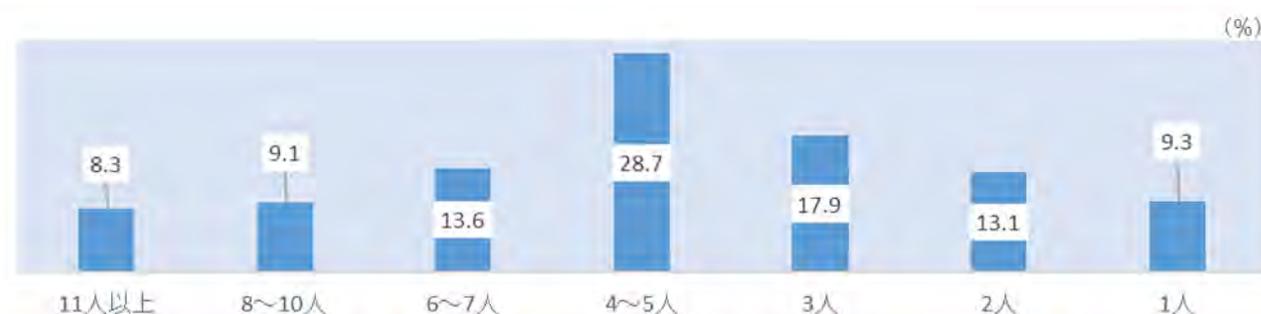


図 1 - 5 作業所女性技術者配員数（有効回答数 6 1 3 件）



考察

各作業所の配員は技術職、事務職含めて 4 人以上の配員が約 75% となっている。

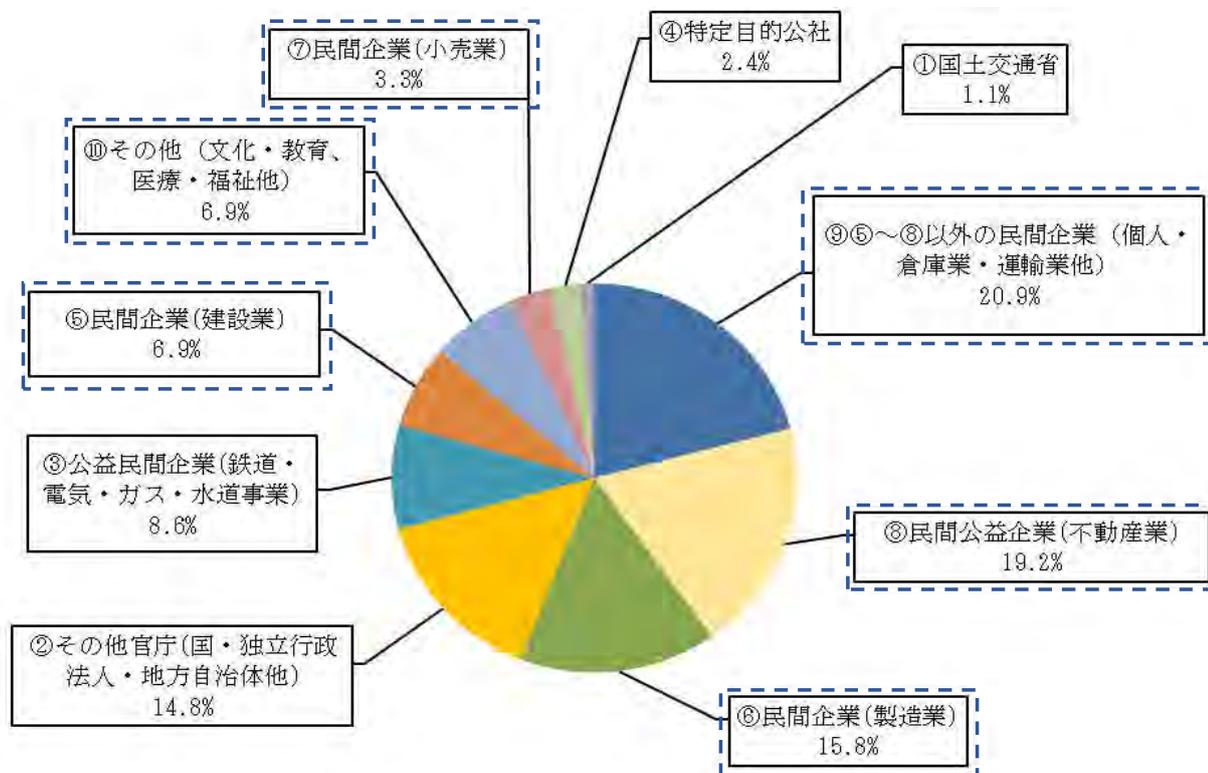
技術職の配員を見てみると 4 人～ 5 人が一番多い結果となっている。

ただ、女性技術者については 8 割以上の工事現場で 0 人となっている事から

女性活躍という意味では浸透しきれていない結果となった。

少数ではあるが、2 人以上の女性技術者が配置された工事現場も出てきている。

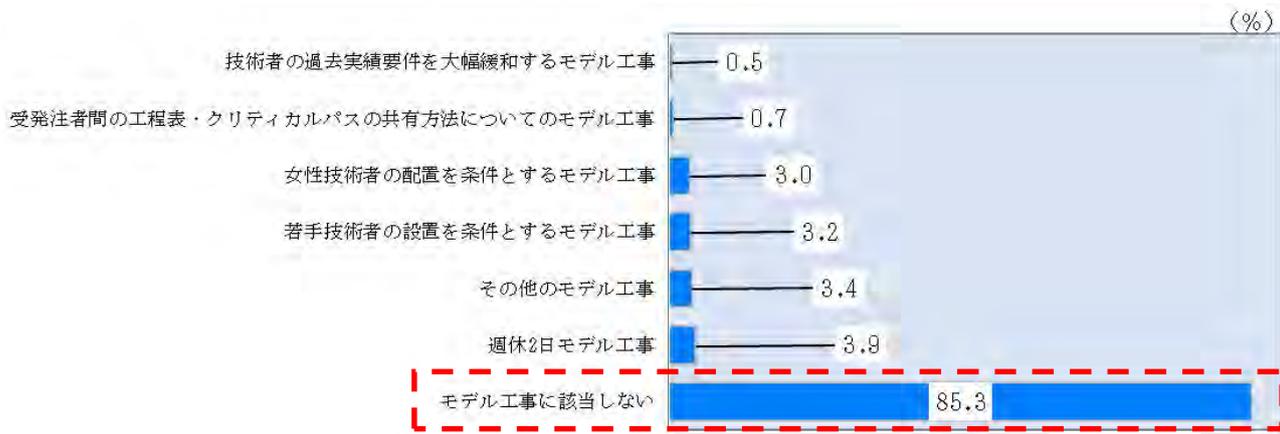
図1-6 発注者（有効回答数613件）



考察

建築工事は官庁・準官庁（発注者、 、 、 ）などを除くと約7割が民間発注者となり国交省発注工事は1.1%と低い値になっている。

図1-7 該当するモデル工事（有効回答数567件 複数回答）



考察

建築工事は民間発注工事が多いためか、モデル工事に該当しないとの回答が85.3%と非常に高い値になっている。週休2日モデル工事は3.9%と低くこの設問の自由筆記の中では、4週6休を目指すという記述が多い。モデル現場として実施している職場でも、担い手不足を危惧している企業や、若手などの離職防止で作業所長などが強い意志を持って進めていると思われる。しかし、企業や作業所長の思いよる施策には限界がある。4週8休や4週8閉が定着するには、まだ時間がかかると考える。

2) 工期設定他に関するアンケート結果

図2-1 工事期間 (有効回答数608件)

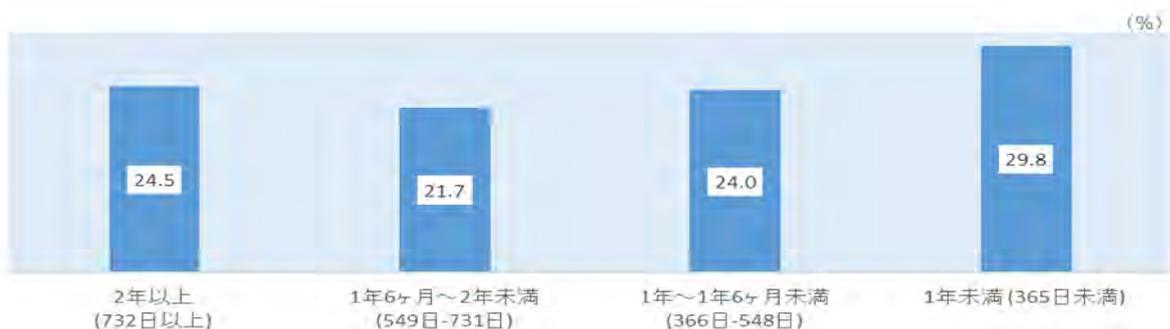


図2-2 工事開始日から着手遅れ日数 (有効回答数602件)



図2-3 工事着手が遅れた理由 (有効回答数196件 複数回答)



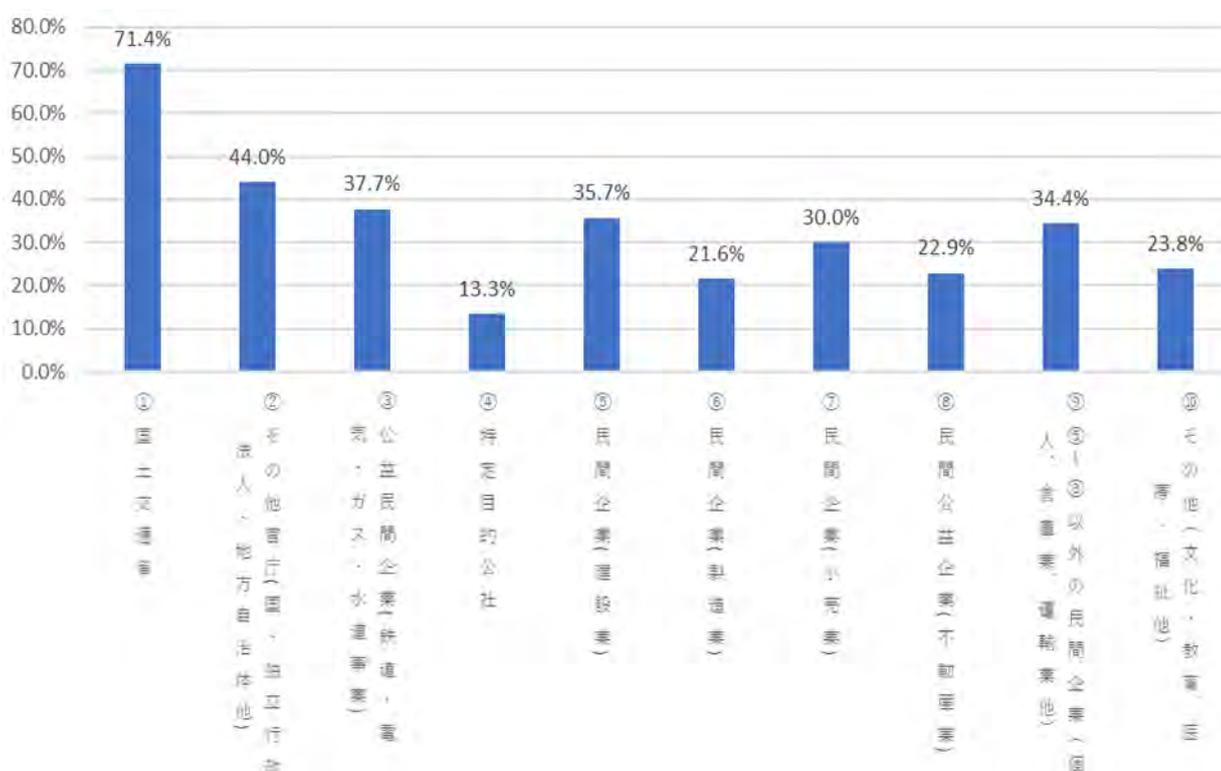
考察

全体工期は1年未満から2年以上と様々あるが、契約書通り着工できたのは全体の7割弱で3割の工事現場で予定通り着手できていない。着手が遅れた理由では、受注者の責によらない未調整、未解決事項などが挙げられており、実際、自由筆記にあるものとして別途発注業者の遅れや、発注者・設計者内の調整遅れに要るものが多くあがっている。

図2-4 契約書記載の工事開始日から工事着手が遅れた件数

【発注者】（有効回答数190件）

		全発注件数	該当件数	
1	国土交通省	7	5	71.4%
2	その他官庁(国・独立行政法人・地方自治体他)	91	40	44.0%
3	公益民間企業(鉄道・電気・ガス・水道事業)	53	20	37.7%
4	特定目的公社	15	2	13.3%
5	民間企業(建設業)	42	15	35.7%
6	民間企業(製造業)	97	21	21.6%
7	民間企業(小売業)	20	6	30.0%
8	民間公益企業(不動産業)	118	27	22.9%
9	～ 以外の民間企業(個人、倉庫業、運輸業他)	128	44	34.4%
10	その他(文化・教育、医療・福祉他)	42	10	23.8%



考察

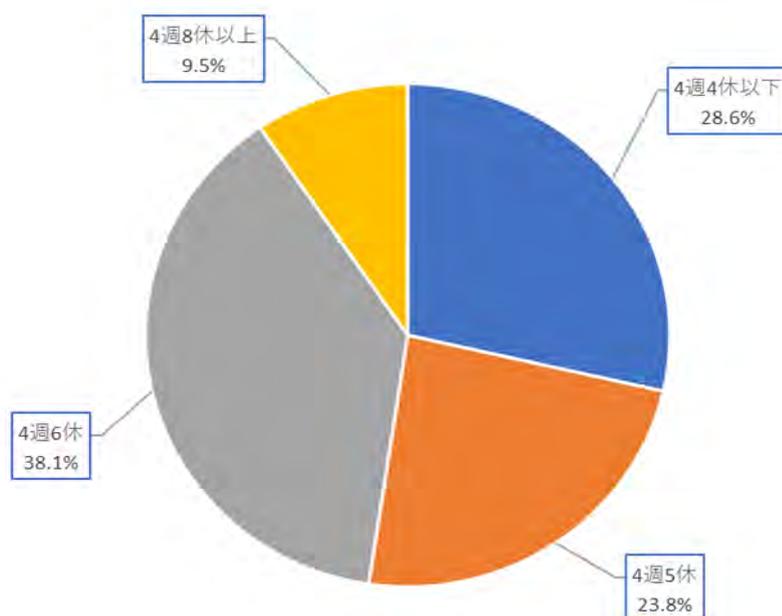
発注者別に工事着手が遅れた割合を見ると官庁、準官庁の工事で高い値となっている。民間発注者では建設業、小売業などが3割を超えている。民間発注者で事業計画での販売開始や営業開始、使用時期、別途業者への引き渡し等が決まっているような場合には工事開始が遅れる事はあまりないようにも見受けられる。

図 2 - 5 - 1 契約書記載の工事開始日から工事着手が何日遅れたか
 【2017年9月の休日取得状況】（有効回答数 190 件）

[着手遅れ7日以下（該当件数 21 件）]

該当件数

1	4週4休以下	6	28.6%
2	4週5休	5	23.8%
3	4週6休	8	38.1%
4	4週8休以上	2	9.5%



考察

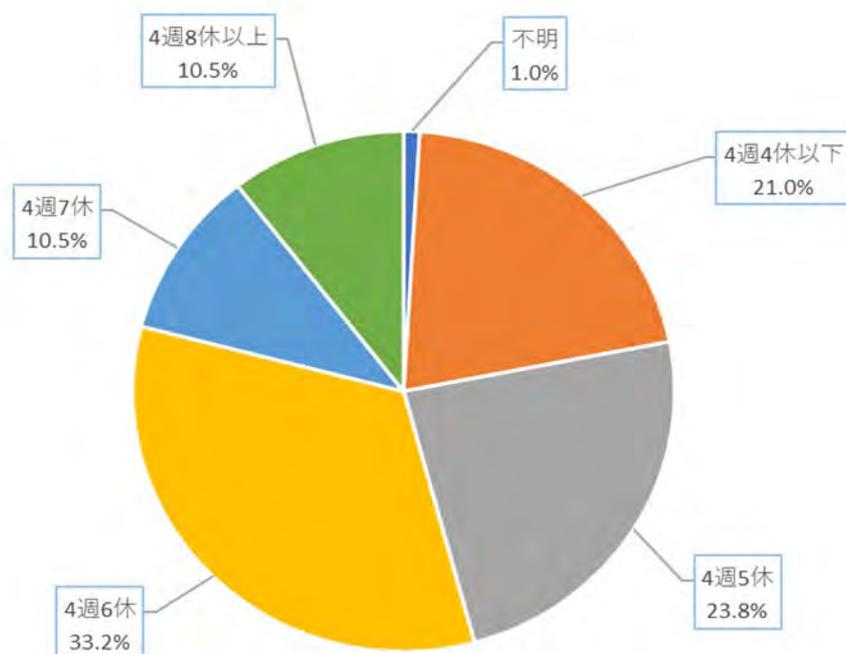
工事着手が約1週間遅れた工事現場では4週4休から4週6休が約9割で休日取得している。
 4週8休が確保できているのは9.5%に留まっている。

図 2 - 5 - 2 契約書記載の工事開始日から工事着手が何日遅れたか
 【2017年9月の休日取得状況】（有効回答数 190 件）

【着手遅れ8日以上30日以下（該当 105 件）】

該当件数

1	4週4休以下	22	21.0%
2	4週5休	25	23.8%
3	4週6休	35	33.2%
4	4週7休	11	10.5%
5	4週8休以上	11	10.5%
6	不明	1	1.0%



考察

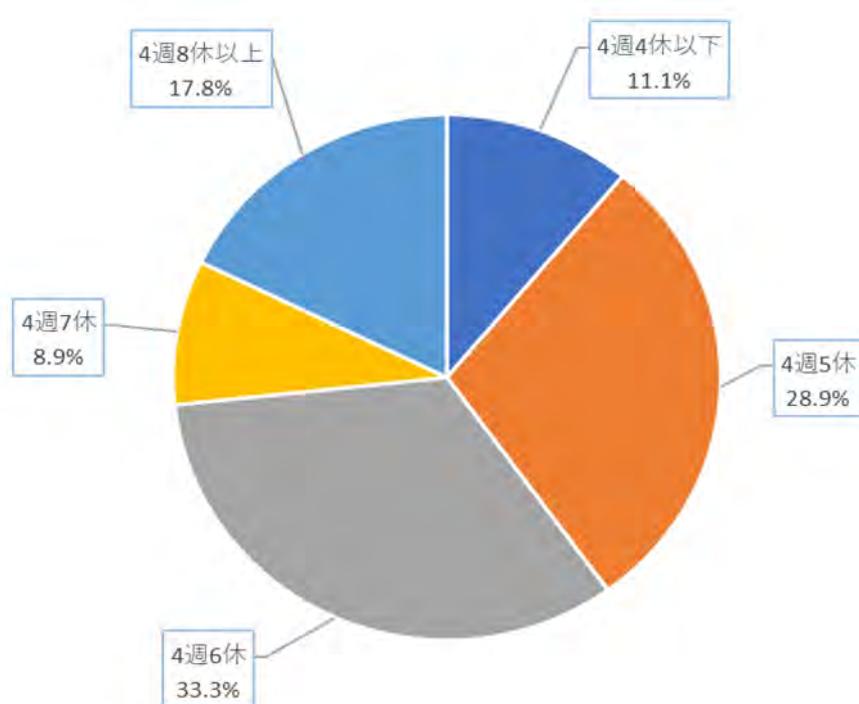
工事着手が8日～30日遅れた場合でも約9割が4週4休から4週7休の休日取得となっている。
 4週8休が確保できた作業所は約1割となっている。

図 2 - 5 - 3 契約書記載の工事開始日から工事着手が何日遅れたか
【2017年9月の休日取得状況】（有効回答数 1 9 0 件）

[着手遅れ31日以上60日以下（全 4 5 件）]

該当件数

1	4週4休以下	5	11.1%
2	4週5休	13	28.9%
3	4週6休	15	33.3%
4	4週7休	4	8.9%
5	4週8休以上	8	17.8%



考察

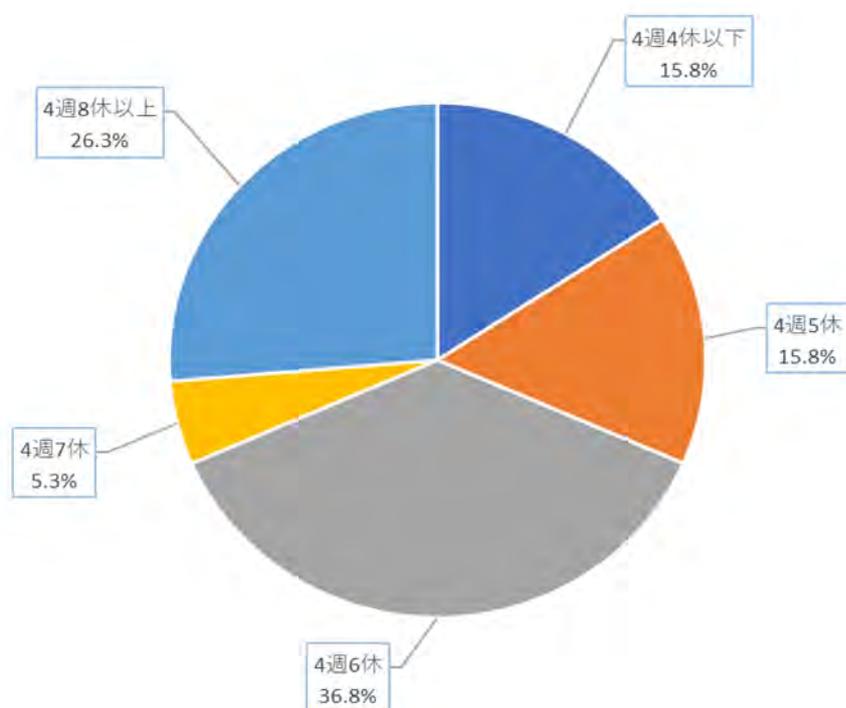
31日以上遅れた作業所では30日以下の工事着手が遅れた作業所と比較して4週8休が確保できている作業所の割合が多くなっている。

1カ月以上遅れた場合には、作業所サイドでの工程を取り戻すことが困難で発注者の事業計画を見直すなどの対策がされたものと思われる。

図 2 - 5 - 4 契約書記載の工事開始日から工事着手が何日遅れたか
【2017年9月の休日取得状況】（有効回答数 190件）

[着手遅れ61日以上（全 19 件）]

		該当件数	
1	4週4休以下	3	15.8%
2	4週5休	3	15.8%
3	4週6休	7	36.8%
4	4週7休	1	5.3%
5	4週8休以上	5	26.3%
合計		19	100.0%



考察

前頁にも記載したが、1カ月を超えて工事着手が遅れた作業所では全体工程が見直されたのか、休日取得率が向上している。

4週8休の取得率が上がっている事や、4週4休としている作業所の割合が下がっている事も確認できる。

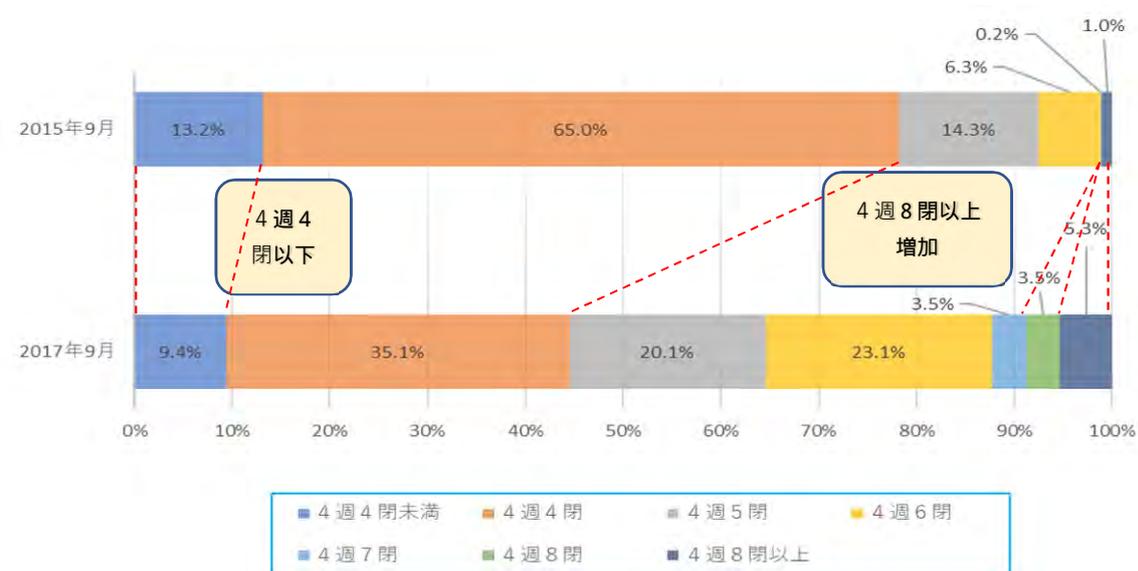
発注者の事業計画見直しという事が行われたという前提にはなるが全体工期が1カ月から2カ月間不足しているものと考えられる。

3) 4週8休・休日取得関連に関するアンケート結果

図3-1 2015年9月と2017年9月の作業所職員の平均的な休日取得状況比較（有効回答数611件）



図3-2 2015年9月と2017年9月の作業所の閉所状況比較（有効回答数603件）



考察

休日取得については、4週4休以下では35.2%から15.8%、4週8休以上では3.3%から16.7%と労働環境が改善傾向にあり、作業所内の調整をして交代で休日を取得していると考えられる。2015年9月の閉所状況と比較すると、4週4閉所以下が78.2%から46.5%、4週8閉所が1.0%から8.8%と改善している。しかし、4週8閉所でも1割を超えていない事を考えると閉所は、まだ定着しているとは言い切れない。建設産業全体で労働環境を改善していかなければ解決しない問題である。次項から発注者別休日取得、閉所状況を確認する。

図3-3 発注者別2017年9月作業所休日取得状況（有効回答数603件）

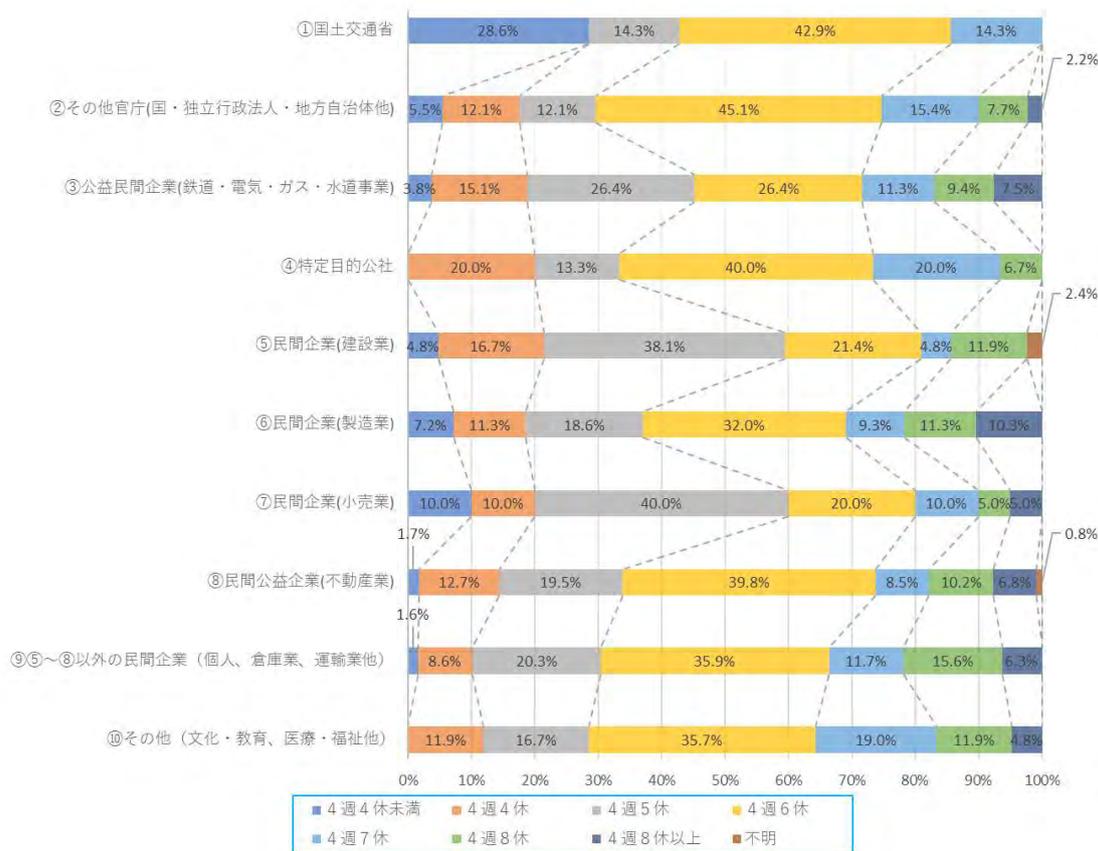
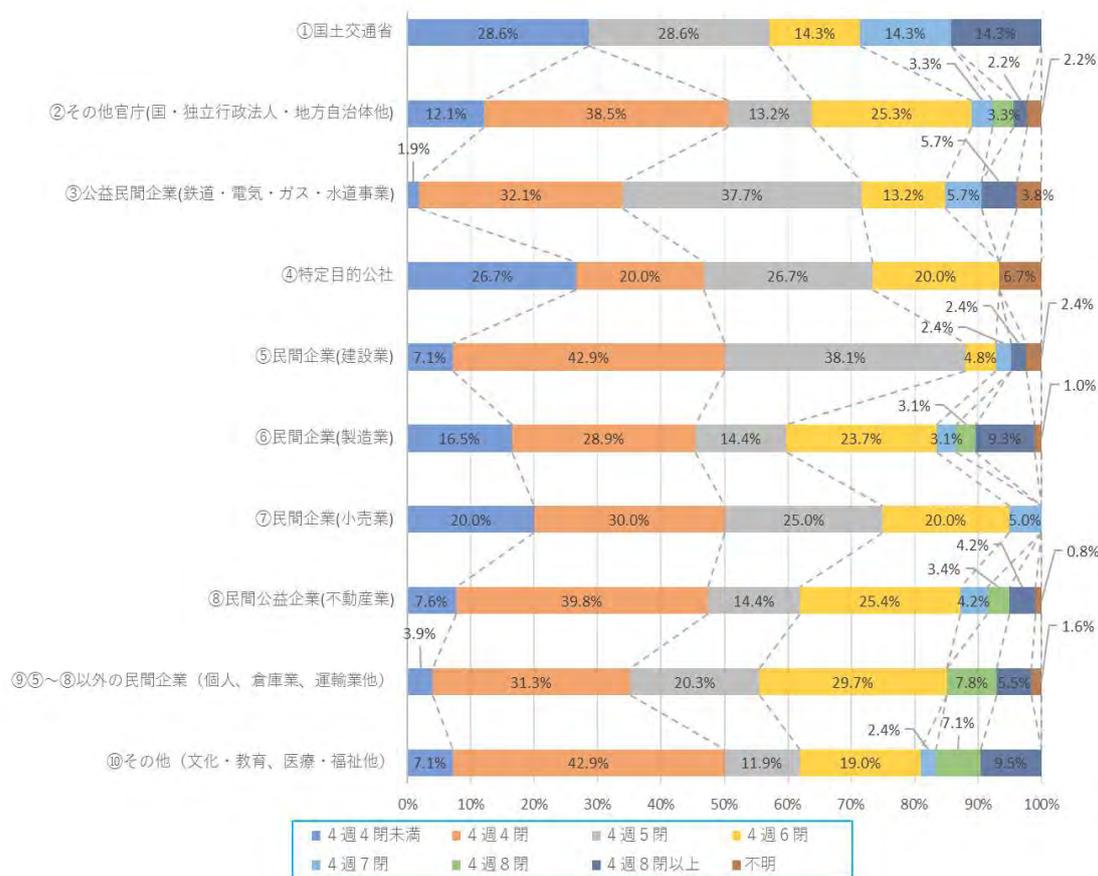


図3-4 発注者別2017年9月作業所閉所状況（有効回答数611件）



考察

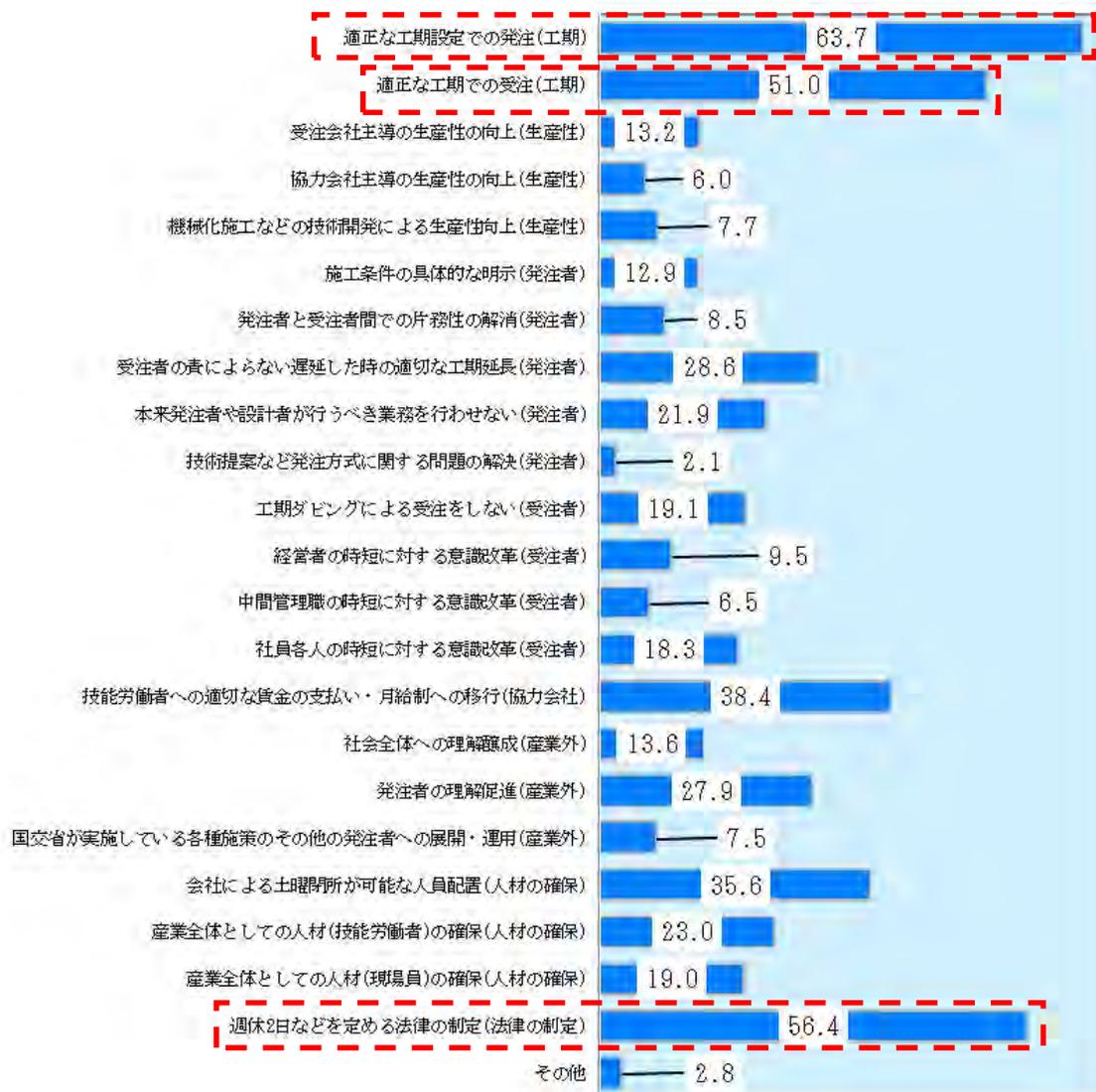
発注者別で休日取得、閉所状況を確認すると、休日取得は4週4休以下の発注者が多い中、半数近くで4週5休以上の取得率も増えている。

前述したように4週8閉はまだ定着していないものの4週5閉から4週7閉の範囲が大きくなっている。

着実に休日取得、閉所率は上がっているが、4週8閉については、様々な問題を解決しないと定着とは言えない状況である。

4) 完全週休二日についてのアンケート結果

図4-1 土曜閉所実現のための重要事項（有効回答数613件 複数回答）



自由意見まとめ

建築作業所アンケートの自由筆記で良く出てくるキーワード

- ・ 週休2日の法整備
- ・ 週休2日をするための意識改革（発注者、設計者、受注者、協力会社）
- ・ 協力会社の賃金改革（日給制 月給制）
- ・ 適正工期での受発注（発注者、受注者）
- ・ 週休2日をする初期段階での工程計画、人員計画

各企業や各作業所レベルでの週休2日に対する取り組みには限界があり、強力な後ろ盾が必要と考えている。また、作業所アンケート内の回答では短工期での受発注について発注者だけでなく、受注者の意識が低いという自由筆記に挙げられている。